中野区の福祉サービスを利用のみなさまへ

こんなことはありませんか?

- 申請が認められなかった
- ・受けていたサービスが受けられなくなった

介護・障害・子育で・生活保護などの福祉サービスで対応に納得できないとき、苦情を弁護士や大学教授など第三機関に本人や親族が相談できる「福祉オンブズマン制度」があります。制度の詳細については、下記の中野区福祉オンブズマン事務局に電話等でお問い合わせください。

■ このようなケースは本制度の対象外です

- ・民間の介護事業者が来てくれないなど、直接区が関与しないとき
- ・サービスの制度内容の改善など、利用サービスとは関係のないとき

相談日は原則、毎週火曜日です。事務局にて調整いたします。

中野区福祉オンブズマン事務局

窓口:中野区役所 6階 6-9番

電話:03-3228-8757(平日の 8:30~17:00)

FAX:03-3228-5662



▲中野区ホームページ